

# 就 業 規 則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」という）の全ての職員に適用する。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

### (規則遵守の義務)

第2条 当法人は、この規則に基づく労働条件により職員に就業させる義務を負い、職員はこの規則を遵守する義務を負うと共に、相互に協力して当法人の発展に努めなければならない。

### (秘密保持)

第3条 職員は、当法人に就業したことにより知り得た事項については、在職中はもちろん退職後も、守秘義務を負うものとする。

## 第2章 人 事

### (採 用)

第4条 当法人は、職員を採用する際には、必要書類を提出させ、理事会の議を経て採否を決定する。

### (解 雇)

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合は、1ヶ月前に予告するか、または、給与の1ヶ月分を支給して解雇する。

- (1) 重要な経歴を偽りその他不正手段によって採用されたとき。
- (2) 精神または身体の障害により職務を行うことが困難な場合。
- (3) 能力が不十分または勤務成績が不良な場合。
- (4) 無断欠勤が引き続き3日以上に達した場合。
- (5) その他、業務上やむを得ない事由がある場合。

### (退 職)

第6条 職員が次の各号の一に該当するに至った時は、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 本人から1ヶ月の予告をもって退職届が提出されたとき。
- (2) 死亡したとき。

- (3) 期間の定めのある雇用者につき雇用期間を満了したとき。
- (4) 満 75 才に達した年の 12 月末日。ただし、週 20 時間以上勤務の常用の職員が雇用期間の延長を希望した時は、理事会の議を経て退職時期の延長をすることができる。

### 第 3 章 就業時間、休憩等

#### (就業日および就業時間)

第 7 条 職員の就業日および就業時間は、各職員ごとに定める。

- 2 就業時間が 6 時間を超える職員には、1 時間の休憩時間を与える。
- 3 当月の就業日および就業時間は、前月末までに事務所長がこれを調整のうえ決定する。

#### (就業日の変更)

第 8 条 病気その他止むを得ない事由により予め定められている就業日および就業時間に就労できない職員は、事前に事務所長に申し出て、就業日および就業時間の変更をしなければならない。この場合において、事前に申し出ることが困難な場合は、事後速やかに届けなければならない。

- 2 病気による欠勤が 2 週間以上におよぶときは医師の診断書を提出しなければならない。

#### (時間外労働)

第 9 条 業務の都合により所定就業日および所定就業時間外に就業させることがある。

#### (年次有給休暇)

第 10 条 年次有給休暇は、労働基準法第 39 条の規定に従って付与する。

### 第 4 章 服 務

#### (服 務)

第 11 条 職員は次の事項を守らなければならない。

- (1) 上長の指示に従うこと。
- (2) 当法人の運営を阻害するような言動を行わないこと。
- (3) 当法人の機械、器具その他の備品を大切にし、原材料、燃料その他の消耗品を節約し、丁寧に取り扱いその保管を厳にすること。
- (4) 業務上、火気および火気を誘導しやすい物品を使用しまたは始末するときは細心の注意を払い危険のないように心掛けるとともに火災予防全般に充分留意すること。
- (5) 許可なく職務以外の目的で当法人の設備、機械、器具その他の物を使用しない

こと。

- (6) 職場の整理、整頓につとめ常に清潔を保つようにすること。
- (7) 作業を妨害し、または職場の風紀、秩序を乱さず、ハラスメントを行わないこと。
- (8) 職務に関し、不当な金品の借用または贈与の利益を受けないこと。
- (9) 勤務時間中はみだりに職場を離れないこと。
- (10) 酒気を帯びて就業しないこと。

## 第5章 給与

(給与)

第12条 給与は、職員ごとに定める。

## 第6章 懲戒

(懲戒)

第13条 職員が次の各号の一に該当するときは、次条の規定により懲戒する。

- (1) 第11条の服務その他この規則の定めに違反するとき。
- (2) 当法人の名誉、信用をきずつけたとき。
- (3) 職務において不正を行ったとき。
- (4) 前各号に準ずる不都合な行為をしたとき。

(懲戒の種別)

第14条 懲戒の種別は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 注意を与え、将来を戒める。
- (2) 減給 平均賃金日額の2分の1を減ずる。
- (3) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

2 前項の懲戒は、本人に弁明の機会を与えたうえで、理事会の議をもって行う。

## 第7章 雑則

(健康診断)

第15条 常用の職員には、採用の際および毎年一回、厚生労働省令の定めるところに準じて健康診断を行う。

(保険加入)

第16条 職員は労災保険に加入し、その掛け金実額の全額を当法人において負担する。

2 常用の職員は雇用保険に加入し、その掛け金実額の全額を当法人において負担

する。

(火災予防)

第 17 条 職員は消防具、救急品の備付場所並びにその使用方法を知得しておかなければならない。

2 火災その他非常災害の発生を発見し、またはその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに直ちにその旨を理事長に連絡しその被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 職員が故意または重過失によって当法人に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償させることがある。

(作業服の貸与)

第 19 条 当法人は、職員に対し、必要により作業服を貸与する。

(改正)

第 20 条 この規則は理事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する（令和 4 年 10 月 1 日理事会議決）